

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 21 年 12 月 28 日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆ 厚生年金基金に関する「政令改正」及び「告示の公布」について ◆

1. 平成 21 年 12 月 28 日付で、厚生年金基金令の一部を改正する政令（政令第 306 号）が公布されました。

今般公布された内容は、平成 21 年 9 月 7 日付でパブリックコメント募集手続きの行われた改正（案）に沿った内容となっております。

[改正の概要]

以下の計算に使用する予定利率を年 3.2% から年 4.1% に変更する。

- (1) 法第 85 条の 2 に規定する企業年金連合会解散時の責任準備金に相当する額
- (2) 法附則第 30 条第 2 項に規定する過去期間代行給付現価

[施行日]

平成 22 年 4 月 1 日

2. 平成 22 年に適用する最低責任準備金算出上の利率は、年▲6.83% とすることが告示されました。（厚生労働省告示第 513 号）

詳しくは添付資料をご覧ください。

<特定基金関連>

なお、厚生年金基金における解散時の特例措置である分割納付について、当該期間中の付利利率（年 0%）も併せて告示されました。（厚生労働省告示第 512 号）

以上



企業年金の利率一覧

適用時期 厚生年金基金及び確定給付企業年金：計算基準日で判定 適格年金：再計算日で判定	厚生年金基金及び確定給付企業年金（注1）		企業年金連合会	適格年金	適用時期	厚生年金基金
	① 継続基準 下限予定利率	② 非継続基準 予定利率	③ 通算企業年金 予定利率	④ 下限予定利率		⑤ 最低責任準備金 付利率
H 9.4.1~H10.3.31	4.0%	4.75%		3.1%		
H10.4.1~H11.3.31	3.4%	4.00%		2.3%		
H11.4.1~H12.3.31	2.9%	3.50%		1.5%		
H12.4.1~H13.3.31	2.4%	3.00%		1.7%		
H13.4.1~H14.3.31	2.0%	2.75%		1.7%		
H14.4.1~H15.3.31	1.2%	2.50%		1.2%		
H15.4.1~H16.3.31	1.2%	2.23% (注2)	H17.10.1~	1.2%		
H16.4.1~H17.3.31	0.9%	2.29% (注2)	↓	0.9%		
H17.4.1~H18.3.31	1.3%	2.20% (注2)	2.25%	1.4%		
H18.4.1~H19.3.31	1.2%	2.17% (注2)	2.25%	1.3%		
H19.4.1~H20.3.31	1.3%	2.20% (注2)	2.25%	1.7% (注3)		
H20.4.1~H21.3.31	1.4%	2.27% (注2)	2.25%	1.6% (注3)		
H21.4.1~H22.3.31	1.5%	2.44% (注2)	2.25%	1.5%		
					H11.10.1~H11.12.31	4.66%
					H12.1.1~H12.12.31	4.15%
					H13.1.1~H13.12.31	3.62%
					H14.1.1~H14.12.31	3.22%
					H15.1.1~H15.12.31	1.99%
					H16.1.1~H16.12.31	0.21%
					H17.1.1~H17.12.31	4.91%
					H18.1.1~H18.12.31	2.73%
					H19.1.1~H19.12.31	6.82%
					H20.1.1~H20.12.31	3.10%
					H21.1.1~H21.12.31	▲3.54%
					H22.1.1~H22.12.31	▲6.83%

H21.3.31財政検証に適用される

H21年度中に解散した場合の分配計算に適用される

	平成21年度各利率についての告示等	決定根拠	
①	「厚生年金基金の予定利率の下限等について（平成9年3月31日企国発第23号）」 （平成21年3月23日年企発第0323001号）	直近5年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均又は直近1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均のいずれか低い方	「厚生年金基金財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）」
	「確定給付企業年金法施行規則第43条第2項第1号に規定する予定利率の下限（平成14年厚生労働省告示第58号）」 （平成21年3月23日告示第96号）	厚生年金基金同様、「直近5年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均又は直近1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均のいずれか低い方」とされている。	「確定給付企業年金法施行規則第43条第2項第1号（平成14年3月5日省令第22号）」 および「確定給付企業年金法法令解釈通達」
②	「厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率（平成9年厚生労働省告示第83号）」 （平成21年3月23日告示第98号）（注2）	直近5年間に発行された30年国債の利率を勘案して厚生労働大臣が定める率	「厚生年金基金令第39条の3第3項（昭和41年9月27日政令第324号）」
	「確定給付企業年金法施行規則第55条第1項第1号に規定する予定利率（平成15年厚生労働省告示第99号）」 （平成21年3月23日告示第97号）（注2）	直近5年間に発行された30年国債の利率を勘案して厚生労働大臣が定める率	「確定給付企業年金法施行規則第55条第1項第1号（平成14年3月5日省令第22号）」
③	「企業年金連合会規約第38条第2項（平成18年10月1日付施行）」	長期国債の応募者利回りの動向を勘案した年金給付等積立金の運用収益に係る予測に基づき決定される	企業年金連合会規約第38条第2項
④	「法人税法施行規則附則第5条第4項」（平成21年3月31日付財務省令第18号）	直近1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均	「法人税法施行令附則第16条第3項」
⑤	「厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例（平成11年厚生労働省告示第192号）」 （平成21年12月28日告示第513号）	厚生年金保険本体の前年度実績利回り	「厚生年金基金令（昭和41年9月27日第324号）附則第4条第2項」

（注1）確定給付企業年金については平成14年度より適用。

（注2）最低積立基準額の算定に用いる利率に「0.8以上1.2以下」の掛目を設定することが可能。

（掛目を設定することについては、代議員会の議決または被保険者等の過半数を代表するものの同意（含労働組合の同意）が必要）

（注3）H19.4.1～H20.4.29：1.7% H20.4.30～H21.3.31：1.6%